

各案の実現に当たり必要な手続について

平成22年1月

				法令改正 ^{※1※2}	組織 ^{※4} ／定員 ^{※5} ／予算 (要求時期)	備考
内閣府に設置する場合				内閣府設置法改正（及び根拠法制定）	総務省に組織・定員要求／財務省に予算要求（平成23年度）	内閣府の組織編成等に影響を与えるため、事務的に調整するだけでは実現しないおそれ。
厚生労働省に設置する場合	いわゆる8条委員会を置く場合	薬食審とは別に設置	医薬局に事務局を置く場合	厚労省設置法 ^{※3} 改正（及び根拠法制定）	総務省に組織・定員要求／財務省に予算要求（平成23年度）	
			大臣官房に事務局を置く場合			
	薬食審の中に設置	医薬局に事務局を置く場合	分科会：薬食審令改正	総務省に組織・定員要求／財務省に予算要求（平成22年度）	委員を非常勤とすることが薬食審令で規定されている。	
			部会：薬事分科会規程改正	総務省に定員要求／財務省に予算要求（平成22年度）		
		大臣官房に事務局を置く場合	分科会：厚労省組織令及び薬食審令改正	総務省に組織・定員要求／財務省に予算要求（平成22年度）	委員を非常勤とすることが薬食審令で規定されている。	
			部会：厚労省組織令	総務省に定員要求／財務省に予算要求（平成22年度）		
いわゆる3条委員会を置く場合			国組法及び厚労省設置法改正並びに根拠法制定	総務省に組織・定員要求／財務省に予算要求（平成23年度）		

※1：法改正を行う場合、関係方面との調整等が必要となることから、平成23年通常国会へ法案を提出することとなる可能性が高い。

※2：分科会を設置する場合、政令改正が必要となることから、部会を設置する場合よりも、時間を要する。

※3：疾病・障害認定審査会及び援護審査会（厚労省関係）は、厚労省組織令を設置根拠としている。

※4：新たに審議会又は分科会を設置する場合、総務省に組織要求することが必要。また、新たに審議会等を設置する場合、既存審議会等を廃止することが必要。

※5：定員（常勤の委員及び事務局の職員）を増員するためには、定員法を改正することが必要。増員しないのであれば、定員要求は不要。